

事業概要

平成 28 年度
(平成 27 年度実績)



広島県食肉衛生検査所

ま え が き

広島県食肉衛生検査所の業務の推進につきましては、平素から格別の御協力と御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、食肉や食鳥肉の安全に関わる衛生上の問題がしばしば発生しています。

まず、本年5月に、イベントで提供された鶏のたたきが原因となったカンピロバクター食中毒が同時に二ヶ所で発生し、多くの患者が出ました。また、同じく6月、食品営業者が生食用として豚の肝臓を提供したことが食品衛生法違反として摘発されました。食肉の安全確保のため、平成24年には牛の肝臓、平成27年には豚の肉や内臓を生食用として販売・提供することが禁止となりましたが、その措置が講じられて以降の事件として大きく取り上げられました。これらの出来事により、消費者の食品の安全性に関する関心はますます高まっています。

そのほか、野生鳥獣肉（ジビエ）も近年注目を集めていますが、健康被害を引き起こすおそれのある寄生虫やウイルスを保有している可能性が高く、それに加え、獣医師のと畜検査による疾病排除を行っていないのが現状です。そのため、事業者や消費者に対し、衛生的な管理や知識について一層の普及啓発を行っていくことが重要です。

このような状況の中、ジビエについては、平成26年に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定され、狩猟から消費までの各段階の衛生的な取扱方法が示されました。食肉・食鳥肉については、同年「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の省令が改正され、事業者等が講ずべき衛生措置について、従来の基準に加え、新たに HACCP 方式（危害分析・重要管理点方式）を用いて衛生管理を行う場合の基準が定められました。この改正により、平成27年4月1日から、事業者はどちらかの基準を選択し衛生管理を行うことになりました。これに準じ、当所管内のと畜場で HACCP 方式を取り入れる方針が示されたため、管内の保健所とも連携して指導・助言を行い、今年度から本格的に導入の準備を行っているところです。

今後も引き続き検査技術の研鑽はもとより、各関係機関と連携を強化しながら、ホームページ等を利用した情報発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ここに、平成28年度の事業概要を作成しましたので、御高覧いただければ幸いです。

平成28年9月

広島県食肉衛生検査所長 川西 秀則

目次

第1章 総説

1 検査所の沿革	1
2 組織と機構	2
(1) 組織	2
(2) 広島県行政機関設置条例	2
(3) 広島県行政組織規則	2
3 職員の配置状況	2
4 業務の内容	3
5 施設の状況	3
6 主な検査用機械器具一覧表	4
7 管内の状況	5
(1) 位置図	5
(2) と畜場の概要	5
(3) 大規模食鳥処理場の概要	6
8 検査等手数料及び歳入状況	7
(1) 検査等手数料の推移	7
(2) 検査手数料歳入状況	7

第2章 事業の概要

1 事業概況	8
(1) と畜検査	8
(2) 食鳥検査	8
(3) 試験室内検査	8
(4) 衛生指導等	9
(5) 消費者等に対する衛生教育	9
(6) 調査研究	9
2 と畜検査	9
(1) 月別と畜検査頭数	9
(2) 年度別と畜検査頭数	9
(3) と畜検査頭数の推移	10
(4) 原因別処分状況	11
(5) 年度別処分頭数	12
3 食鳥検査	13
(1) 月別食鳥検査羽数	13

(2) 年度別食鳥検査羽数	13
(3) 検査羽数の推移	14
(4) 年度別処分状況	14
(5) 原因別処分状況	15
4 伝達性海綿状脳症 (TSE) 対策	16
5 試験室内検査	17
(1) と畜検査 (種類別)	17
(2) 食鳥検査 (種類別)	17
(3) と畜検査 (検査項目別)	18
(4) 食鳥検査 (検査項目別)	19
(5) 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査	20
(6) モニタリング検査	20
ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査	20
イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査	20
ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留調査	20
エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査	20
オ 牛血液性状検査	20
カ と畜場における微生物汚染実態調査	21
キ 認定小規模食鳥処理場における微生物汚染実態調査	21
6 衛生指導等	22
(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導	22
(2) 口蹄疫対策	22
(3) 鳥インフルエンザ対策	22
(4) 認定小規模食鳥処理場立入検査	22
(5) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	22
第3章 調査及び研究	
1 平成27年度の調査研究発表	24
カンピロバクター食中毒低減に向けた食鳥処理業者への衛生指導について	24
2 調査研究発表 (平成18年度～平成27年度)	28
第4章 その他の参考資料	
三次食肉加工センター使用料および解体料	30
検査所案内	31

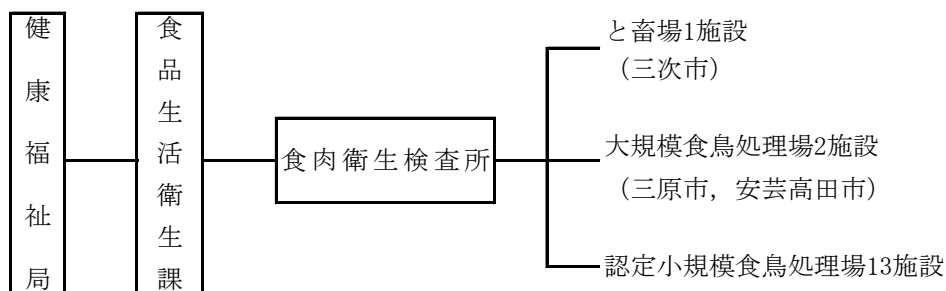
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和 46 年 2 月	広島県長期総合計画により、西部（広島）、東部（備後）、北部（備北）、の 3 流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和 49 年 4 月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員 3 名、非常勤と畜検査員 1 名で発足
昭和 49 年 8 月	庁舎竣工（面積 121.5 m ² 、補強コンクリートブロック平屋建）
昭和 52 年 7 月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和 53 年 4 月	と畜検査員 1 名増員
昭和 55 年 1 月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 （有効面積 冷凍庫 9 m ² 、冷蔵庫 4.8 m ² 平成 11 年増改築に伴い撤去）
昭和 55 年 3 月	敷地（1,270 m ² ）取得
昭和 56 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名増員
昭和 57 年 1 月	検査棟の建設（80 m ² ）、敷地の整備
昭和 57 年 3 月	検査用機械器具の充実整備
昭和 59 年 4 月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和 59 年 4 月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員 5 名、非常勤と畜検査員 1 名を配置
昭和 63 年 4 月	東部支所にと畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 2 年 3 月	府中市食肉センター廃止
平成 3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各 1 名を配置
平成 4 年 1 月	竹原市忠海と畜場廃止
平成 4 年 4 月	食鳥検査員 3 名（本所 2 名、東部支所 1 名）、非常勤食鳥検査員 7 名（本所 5 名、東部支所 2 名）を配置し、食鳥検査を開始
平成 5 年 3 月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成 8 年 4 月	本所の検査員 1 名増員、食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条委任
平成 10 年 4 月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員 2 名減員
平成 11 年 1 月	本所の増改築工事着工（平成 11 年 9 月竣工）
平成 11 年 4 月	東部支所廃止
平成 12 年 3 月	尾道市営と畜場廃止
平成 13 年 4 月	と畜検査員 1 名減員
平成 13 年 10 月	牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始
平成 15 年 6 月	大規模食鳥処理施設 1 施設廃止
平成 15 年 8 月	と畜検査員 1 名減員
平成 16 年 3 月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成 17 年 9 月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成 21 年 3 月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成 21 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名減員
平成 25 年 7 月	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に変更
平成 26 年 4 月	と畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員

2 組織と機構

(1) 組織（平成28年3月31日現在）



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第7条 地方自治法第156条第1項の規定により、食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称、位置及び所管区域）

第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第61条 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前各号のほか、獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況（平成28年3月31日現在）

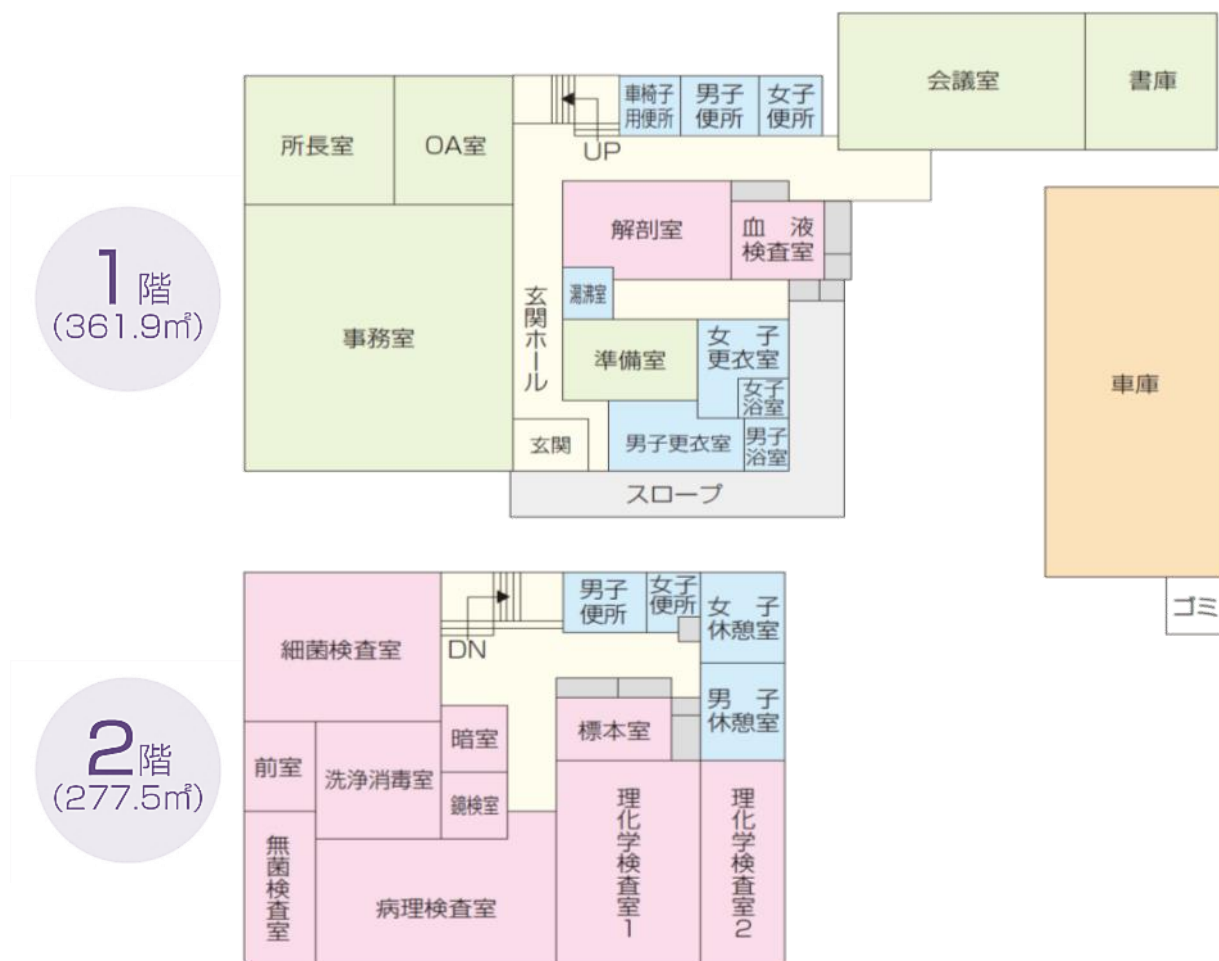
常勤職員					非常勤職員		計
所長	次長	専門員	主任	技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	1	3	2	6	15

4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及び BSE スクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び衛生指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通感染症等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市粟屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート 2 階建て (1 階 361.9 m²，2 階 277.5 m²)
- (4) 敷地建物の配置図



6 主な検査用機械器具一覧表

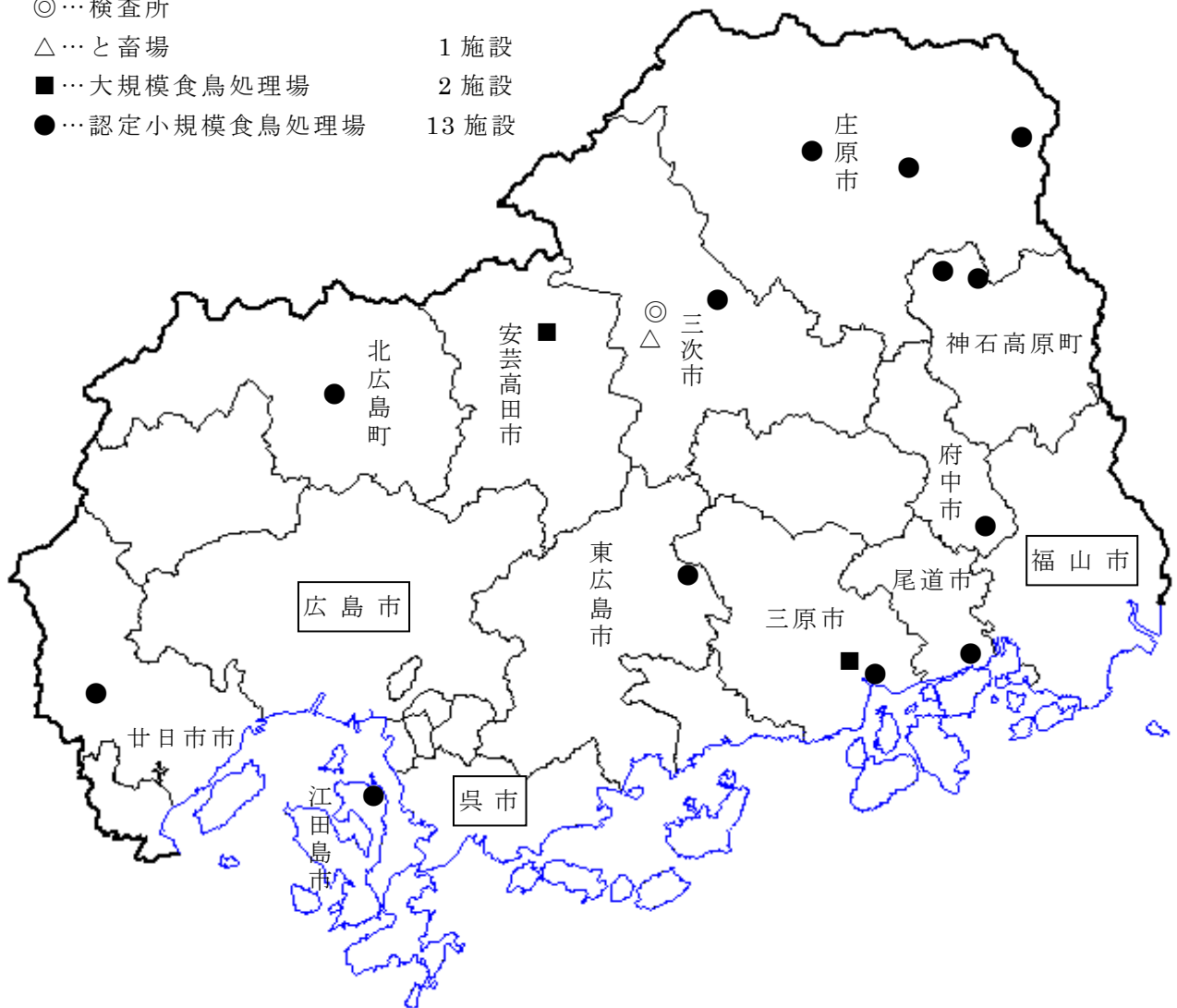
品名	数量	品名	数量
冷蔵庫	5	ドラフトチャンバー	1
ディープフリーザ	2	ろ過装置	2
比色計	1	発電機	1
滅菌器	7	真空ポンプ	1
恒温槽	6	電気マッフル炉	1
恒温器	7	分注器	2
培養器	1	自動定量式ピペット	2
孵卵器	2	ピペット洗浄器	2
顕微鏡	6	ホモジナイザ	3
実体顕微鏡	1	アスピレーター	2
落射蛍光顕微鏡	1	パラフィン伸展器	3
顕微鏡テレビ装置	1	パラフィン溶融器	1
顕微鏡写真装置	3	マイクロトーム	1
顕微鏡投影器	1	安全キャビネット	1
振盪器	4	遠心分離機	7
臓器撮影装置	1	卓上細胞破碎機	2
超音波洗浄器	2	吸光光度計	1
電気定温乾燥器	3	プレートウォッシャー	2
濃縮器	5	プレートリーダー	2
秤	8	クリオスタット	1
血液生化学分析装置	1	ストマッカー	1
包埋装置	1	高速液体クロマトグラフィー	1
血球計算器	2	攪拌器	4
コロニーカウンター	2	pH測定器	2
スライド製作機	1	DNA増幅装置	1
純水製造装置	2	電気泳動槽	1

7 管内の状況（平成28年3月31日現在）

所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

(1) 位置図

- ◎…検査所
- △…と畜場 1施設
- …大規模食鳥処理場 2施設
- …認定小規模食鳥処理場 13施設



(2) と畜場の概要

と畜場名	と畜場番号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理能力 (頭) /日	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	0

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数 (人)	浄 化 槽 能 力 (t/日)
鳥巧商事株式会社	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	10,100	16	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 869	4,000	10	100

8 検等手数料及び歳入状況

(1) 検査手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥
昭和 28.4～50.3	300	200	50	400	
50.4～51.3	500	350	100	500	
51.4～平成元.3	900	450	250	1,000	
元.4～3.3	900	450	250	1,200	
3.4～4.3	900	450	250	1,300	
4.4～6.3	900	450	250	1,300	4
6.4～	900	450	250	1,300	3 (4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく・豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
18	1,363,500	7,888,500	0	0	10,821,522	20,073,522
19	1,262,700	5,593,950	0	0	10,834,635	17,691,285
20	1,202,400	5,435,100	0	0	10,781,556	17,419,056
21	1,081,800	0	0	0	10,715,393	11,797,193
22	1,026,000	0	0	0	10,354,820	11,380,820
23	981,900	0	0	0	11,469,444	12,451,344
24	956,700	0	0	0	11,529,418	12,486,118
25	852,300	0	0	0	11,593,229	12,445,529
26	651,600	0	0	0	11,611,760	12,263,360
27	607,500	0	0	0	11,732,447	12,339,947

第 2 章 事業の概要

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬）のと畜検査、及び場外と畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内13施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) と畜検査

ア 平成27年度の総と畜検査頭数は676頭であった。その内訳は、牛は675頭、豚は1頭であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は無かった。一部廃棄頭数は牛が663頭（98.2%）、豚が1頭（100.0%）であった。

(2) 食鳥検査

ア 平成27年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,610,181羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は25,444羽（0.7%）で、その理由は炎症が14,124羽で最も多く、以下大腸菌症（4,789羽）、腹水症（2,788羽）、放血不良（2,464羽）、削瘦及び発育不良（1,194羽）の順となっている。一部廃棄羽数は92,512羽（2.6%）であった。

(3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成27年度に試験室内検査を行った獣畜79頭のうち、全部廃棄した獣畜は無かった。

イ と畜場に搬入された牛のうち、生後48カ月齢超の牛について、BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

平成27年度は24頭についてBSEスクリーニング検査を実施し、すべて陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるために、牛枝肉のふき取り検査を実施した。併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 対韓国輸出食鳥等における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）を実施した。

オ 月齢30カ月を超える牛の特定部位である脳・脊髄組織による牛枝肉の汚染状況をモニタリングするために、GFAP（グリア繊維性酸性タンパク）の残留度を調査した。

カ と畜場における微生物の汚染実態を調査するために、牛枝肉のふき取り検査と、と畜場の施設設備等の細菌学的検査を実施した。

キ 認定小規模処理場の汚染実態を調査するために、鶏肉や施設設備等の拭き取り検査を実施した。

(4) 衛生指導等

ア と畜場において、口蹄疫を疑う異常畜を発見した場合の初動対応について、模擬演習を実施した。

イ と畜場の管理者及び作業従事者に対して、衛生管理講習会を開催した。

ウ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施するとともに、食鳥処理場の衛生管理についての講習会を開催した。

エ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 13 施設（6 施設休止中）について、立ち入り検査を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、施設見学者の受け入れを行った。

(6) 調査研究

「カンピロバクター食中毒低減に向けた食鳥処理事業者への衛生指導について」について実施し、その成果を各種学会、研修会等で発表した。

2 と畜検査

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：日，頭)

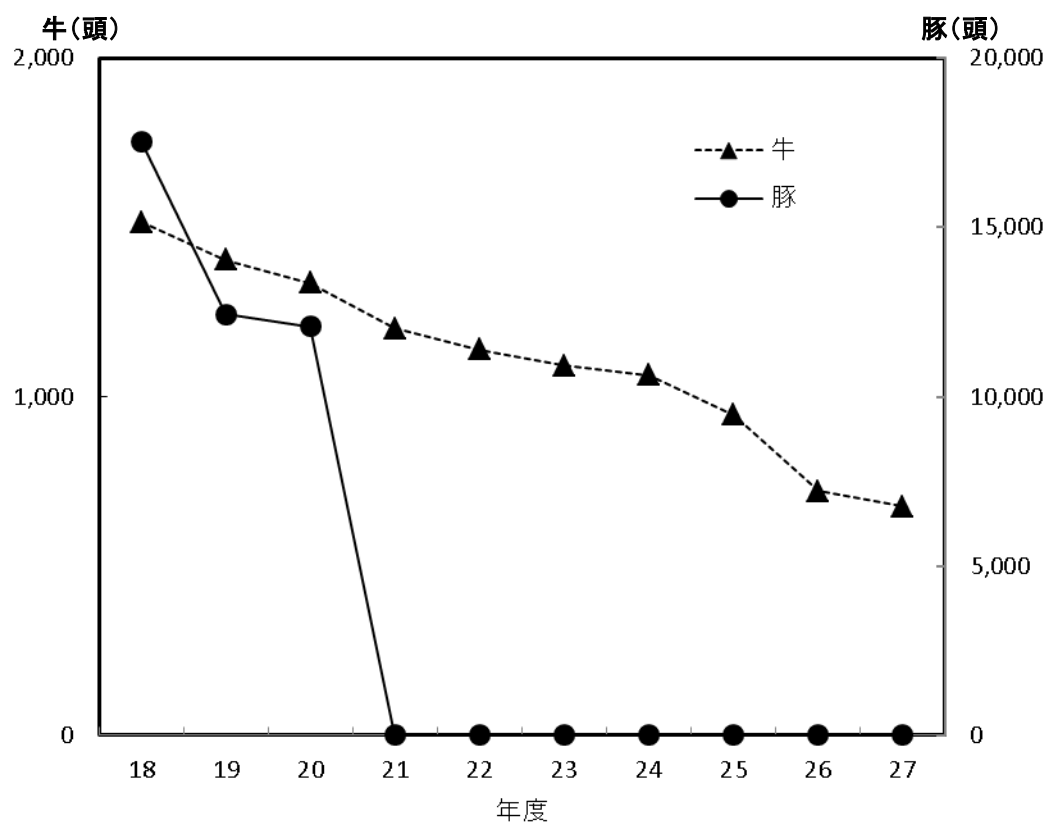
月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	15	55		4										59
5	9	42		2										44
6	14	47		3										50
7	16	61		4										65
8	14	53		2										55
9	14	53		2										55
10	13	54		2										56
11	15	66		3										69
12	14	60		3										63
1	12	44		1										45
2	14	48		3						1				52
3	15	60		3										63
計	165	643	-	32	-	-	-	-	-	1	-	-	-	676

(2) 年度別と畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
18	1,515	-	1	17,531	-	19,047
19	1,403	-	-	12,432	-	13,835
20	1,336	-	-	12,079	-	13,415
21	1,202	-	-	1	-	1,203
22	1,140	-	-	1	-	1,141
23	1,091	-	-	1	-	1,092
24	1,063	-	-	1	-	1,064
25	947	-	-	1	-	948
26	722	-	2	1	-	725
27	675	-	-	1	-	676

(3) と畜検査頭数の推移



(5) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄					一部廃棄																			
											肉のみ					内臓のみ					肉と内臓					計				
	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊					
18						1			68		8			86		1284		1	15580		97			816		1389		1	16482	
19						1			54		10			85		1111			10484		92			495		1213			11064	
20						1			55		13			66		1027			9675		65			476		1105			10217	
21											12					884			1		67					963			1	
22						1					10					800			1		44					854			1	
23											15					854			1		101					970			1	
24						1					2					863			1		130					995			1	
25						2					2					766			1		146					914			1	
26											5					590		2	1		118					713		2	1	
27											3					500			1		160					663			1	

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

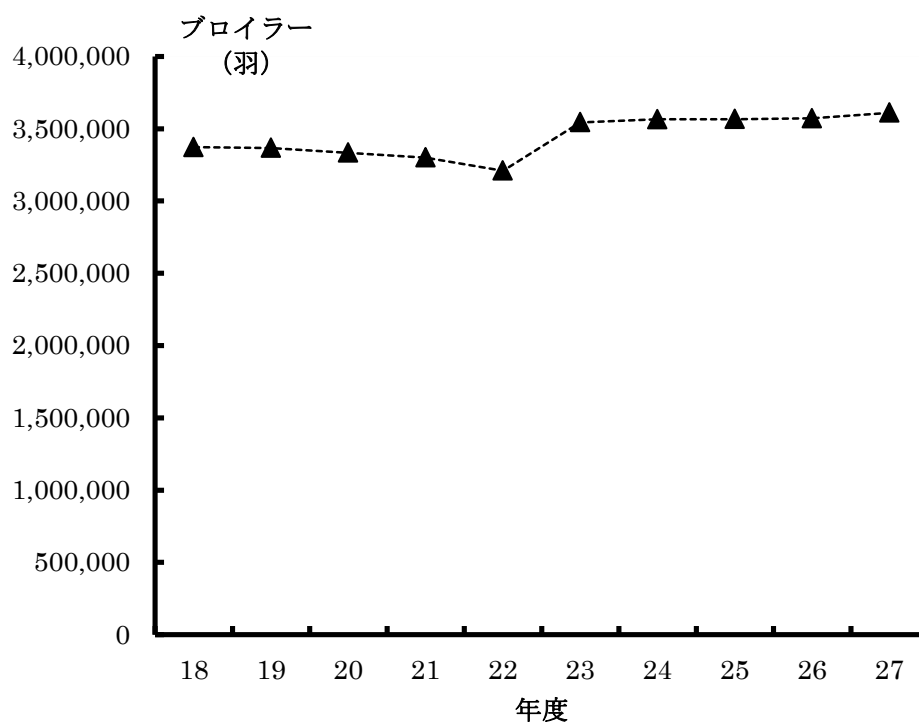
月	鳥巧商事 (株)		サイコー物産 (株)		月計
	日数	ブロイラー	日数	ブロイラー	
4	21	212,932	20	78,468	291,400
5	22	223,794	20	80,624	304,418
6	22	208,075	21	85,641	293,716
7	21	207,227	20	80,160	287,387
8	21	189,364	20	79,566	268,930
9	20	194,579	21	82,699	277,278
10	23	244,892	22	89,701	334,593
11	21	221,360	21	84,977	306,337
12	23	253,334	21	92,202	345,536
1	20	208,385	20	79,219	287,604
2	21	222,016	20	84,345	306,361
3	22	220,982	21	85,639	306,621
計	257	2,606,940	247	1,003,241	3,610,181

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	合 計
18	3,372,359	-	-	-	3,372,359
19	3,366,963	-	-	-	3,366,963
20	3,333,231	-	-	-	3,333,231
21	3,300,635	-	-	-	3,300,635
22	3,209,792	-	-	-	3,209,792
23	3,544,086	-	-	-	3,544,086
24	3,564,653	-	-	-	3,564,653
25	3,566,465	-	-	-	3,566,465
26	3,571,686	-	-	-	3,571,686
27	3,610,181	-	-	-	3,610,181

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

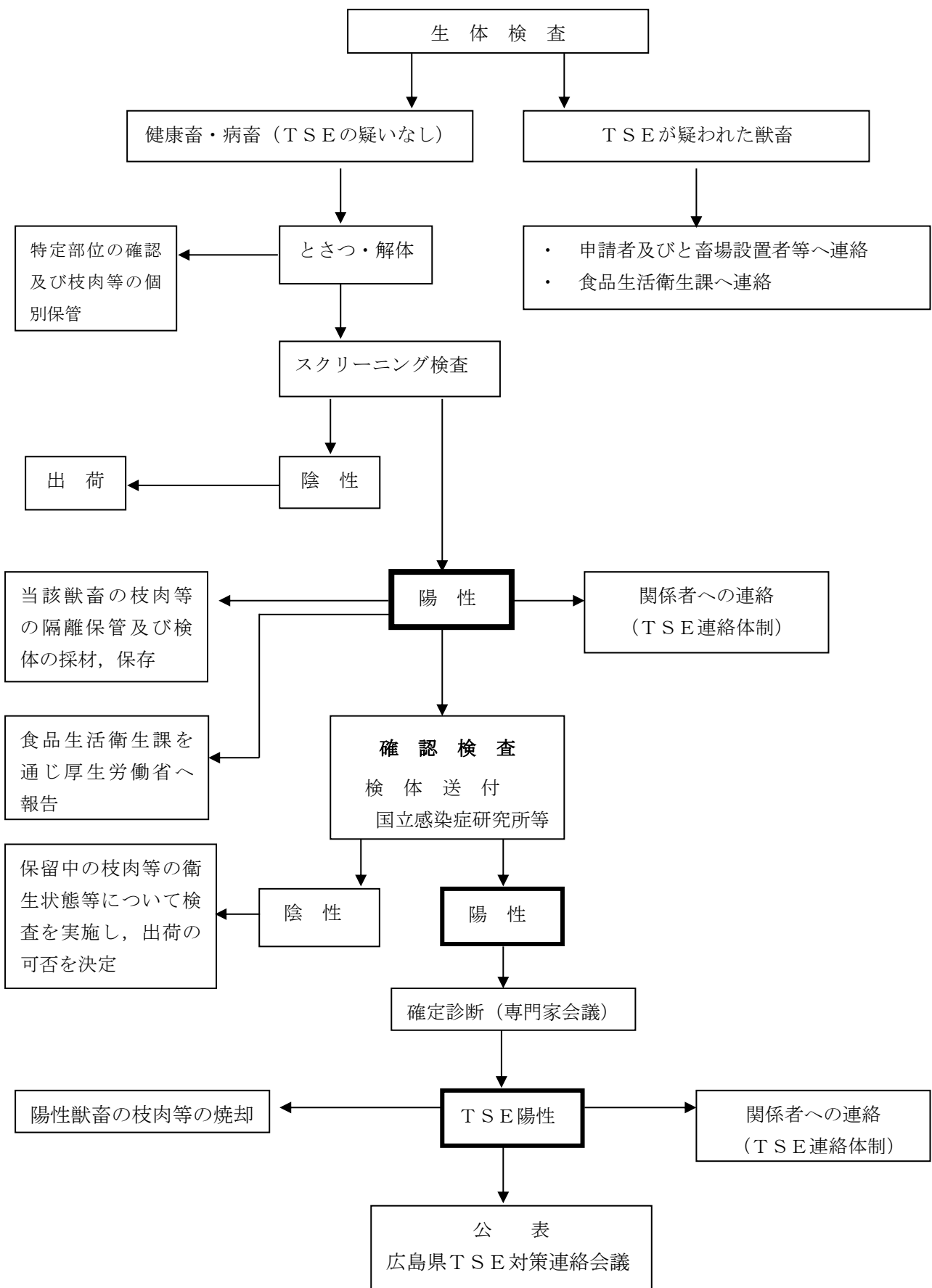
(単位：羽)

年度	検査羽数	処分羽数	処 分 区 分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
18	3,372,359	85,227	14,233	70,994	2.53%
19	3,366,963	89,903	17,811	72,092	2.67%
20	3,333,231	75,104	18,350	56,754	2.25%
21	3,300,635	79,045	22,168	56,877	2.39%
22	3,209,792	93,100	30,748	62,352	2.90%
23	3,544,086	110,392	24,420	85,972	3.11%
24	3,564,653	112,378	21,432	90,946	3.15%
25	3,566,465	115,239	21,949	93,290	3.23%
26	3,571,686	117,887	26,461	91,426	3.30%
27	3,610,181	117,956	25,444	92,512	3.27%

(5) 原因別処分状況

		ブロイラー			成 鶏			あひる			七面鳥		
検 査 羽 数		3,610,181			-			-			-		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処 分 実 羽 数		-	25,444	92,512									
疾	ウイルス・クラミジア病												
	鶏 痘												
	伝染性気管支炎												
	伝染性喉頭気管炎												
	ニューカッスル病			/			/			/			/
	鶏 白 血 病			/			/			/			/
	封入体肝炎			/			/			/			/
	マレック病			/			/			/			/
そ の 他			/			/			/			/	
病	細菌病		4,789	/			/			/			/
	大腸菌症		4,789	/			/			/			/
	伝染性コリーザ			/			/			/			/
	サルモネラ病			/			/			/			/
別	ブドウ球菌症			/			/			/			/
	そ の 他			/			/			/			/
	毒血症			/			/			/			/
	膿毒症			/			/			/			/
	敗血症			/			/			/			/
	真菌症			/			/			/			/
	原虫病			/			/			/			/
	寄生虫病			/			/			/			/
	変性			45									
	尿酸塩沈着症												
羽	水腫			2									
	腹水症		2,788	/			/			/			/
	出血			18,561									
	炎症		14,124	73,904									
	萎縮												
	腫瘍		11										
	臓器の異常な形等												
	異常体温			/			/			/			/
	黄疸			/			/			/			/
	外傷			/			/			/			/
数	中毒諸症			/			/			/			/
	削瘦及び発育不良		1,194	/			/			/			/
	放血不良		2,464	/			/			/			/
	湯漬過度		42	/			/			/			/
	そ の 他		32	/			/			/			/
	計	-	25,444	92,512									

4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策



(3) と畜検査 (検査項目別)

(単位: 頭, 件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置				備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	
細菌病	炭疽										-						
	豚丹毒										-						
	サルモネラ病										-						
	結核病										-						
	ブルセラ病										-						
	破傷風										-						
	放線菌症										-						
	抗酸菌症										-						
	膿毒症										-						
	敗血症										-						
	その他										-						
原虫病	トキソプラズマ病										-						
	その他										-						
寄生虫病	のう虫病										-						
	ジストマ病										-						
	その他										-						
その他の疾病	尿毒症										-						
	黄疸										-						
	水腫										-						
	腫瘍										-						
	中毒諸症										-						
	その他	78		23	10		54	16			103						
その他 抗菌性物質等	1		1							1							
計	79	-	24	10	-	54	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(4) 食鳥検査 (検査項目別)

(単位：羽，件数)

検査区分	検査羽数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性羽数	措置			備考	
		直接検鏡	一般培養	同定									禁止	全部廃	一部廃		
ミウイ ブル ス ア・ク 病	鶏痘										-						
	伝染性気管支炎										-						
	伝染性喉頭気管炎										-						
	ニューカッスル病										-						
	鶏白血病										-						
	封入体肝炎										-						
	マレック病										-						
	その他										-						
	大腸菌症	1		3			1					4			1		
	伝染性コリーザ											-					
細菌病	サルモネラ病										-						
	ブドウ球菌症										-						
	その他										-						
	毒血症										-						
その他 の 疾 病	膿毒症										-						
	敗血症										-						
	真菌症										-						
	原虫病										-						
	寄生虫病										-						
	変性										-						
	尿酸塩沈着症										-						
	水腫										-						
	腹水症										-						
	出血										-						
	炎症	17		16	11		5					32			6	9	
	萎縮											-					
	腫瘍											-					
	臓器の異常な形等											-					
	異常体温											-					
	黄疸											-					
	外傷											-					
中毒諸症											-						
削瘦及び発育不良											-						
放血不良											-						
湯漬過度											-						
その他	10		9	9		1					19						
計	28	-	28	20	-	-	7	-	-	-	55	-	-	7	9		

(5) 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 48 カ月齢以上の牛	その他の牛	
24	0	24	0	0

(6) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

検査頭数	腸管出血性大腸菌			
	免疫クロマト法（O157）	P	C	R 法
34	34			34

イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査

(検体数)

検体	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数	大腸菌群数
牛枝肉ふき取り	40	84	84

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査

(検体数)

検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
17	17	17

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査

(検体数)

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	72	72

オ 牛血液性状検査

(検体数)

検査頭数	全血		血漿（生化学）
	赤血球	白血球	
54	54	53	327

カ と畜場における微生物汚染実態調査

(検体数)

検体	検査項目	
	一般細菌数	簡易検査
牛枝肉ふき取り	14	0
施設設備等	0	42

キ 認定小規模処理場における微生物汚染実態調査

(検体数)

検体	検査項目
	一般細菌数
鶏肉	5
施設設備等	13

6 衛生指導等

(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導

と畜衛生講習会

月 日	場 所	出席者数 (人)
3月11日	検査所	21

(2) 口蹄疫対策

と畜場において、口蹄疫を疑う異常畜を発見した場合の初動対応について、模擬演習を実施した。

月 日	場 所	参加人数 (人)
11月6日	検査所, 全農広島県本部三次食肉加工センター	22

(3) 鳥インフルエンザ対策

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施するとともに、食鳥処理場の衛生管理についての講習会を実施した。

月 日	場 所	参加人数 (人)
12月9日	検査所	17

なお、近隣県（山口県、岡山県）において相次ぎ高病原性鳥インフルエンザが発生したため初動対応にあたったが、搬出制限区域農場からの仕入れはなく、各食鳥処理場においても異常はみられなかった。

(4) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
13	14

(5) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位: 羽)

処 理 羽 数	20,230
と さ つ 禁 止	—
全 部 廃 棄	25
一 部 廃 棄	170

第 3 章 調査及び研究

1 平成 27 年度の調査研究発表

カンピロバクター食中毒低減に向けた食鳥処理事業者への衛生指導について

広島県食肉衛生検査所 ○田原綾香, 湯藤亜里
広島県西部保健所広島支所 本田祐美, 大谷義孝, 久保田早苗

はじめに

カンピロバクターを原因物質とする食中毒事件は全国的にも多発しており, 原因食品として鶏肉に起因するものが多いと推定されている。特に, 生あるいは加熱不十分な状態での喫食が感染リスクを高めると考えられている[1]。

昨年, 他自治体が行った収去検査により, 管内の大規模食鳥処理場に併設される食肉処理施設で製造された生食用の「鶏のたたき」からカンピロバクターが検出された。そこで, 事業者と意見交換を行いながら, 衛生指導及び殺菌工程を追加した製造方法によるカンピロバクターの低減について検討を行ったので, その概要を報告する。

材料及び方法

- (1) 期間: 平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月
- (2) 対象施設: 管内の食鳥処理場及び併設される食肉処理施設
- (3) 内容

ア 「鶏のたたき」の製造工程の調査及び衛生指導

製品の製造工程を調査し(図1), 特にカンピロバクターに汚染される可能性のある工程について, 事業者と制御方法を検討し衛生指導を行った。

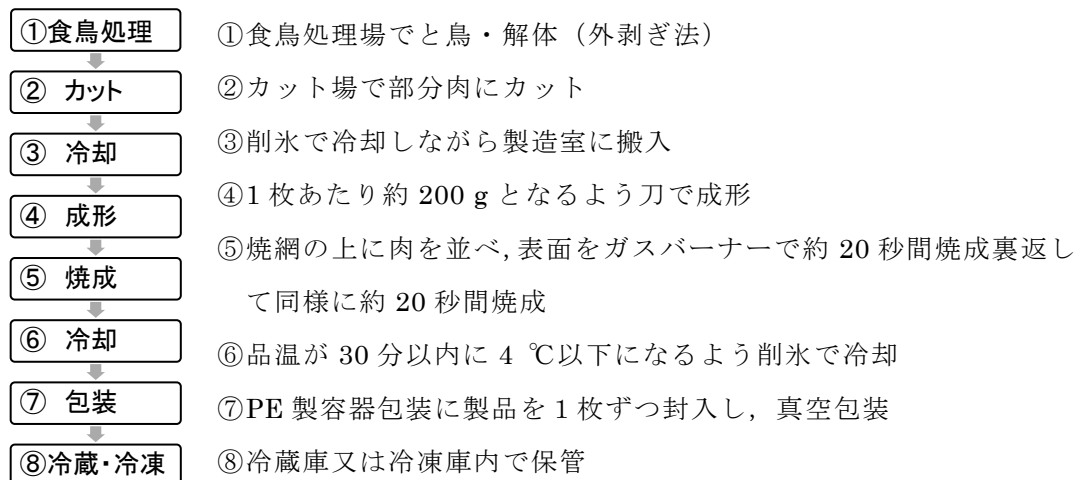


図1 「鶏のたたき」の製造工程

イ 殺菌工程を追加した製造方法によるカンピロバクター低減の検討

工程ごとの衛生指導に加え、事業者と協議し、成形と焼成の間に鶏肉を約 860 ppm の次亜塩素酸 Na 溶液（食塩 0.9 % 添加）に 3 分間浸漬する工程を追加し、その効果について調査した。

成形後の胸肉を原料肉、次亜塩素酸 Na 溶液への浸漬工程を追加し製造した「鶏のたたき」を製品とし、一般細菌数及びカンピロバクターについて検査した。

なお、原料肉及び製品の各 5 ないし 10 枚の表面から 25 g ずつ無菌的に切り取ったものを検体とした。

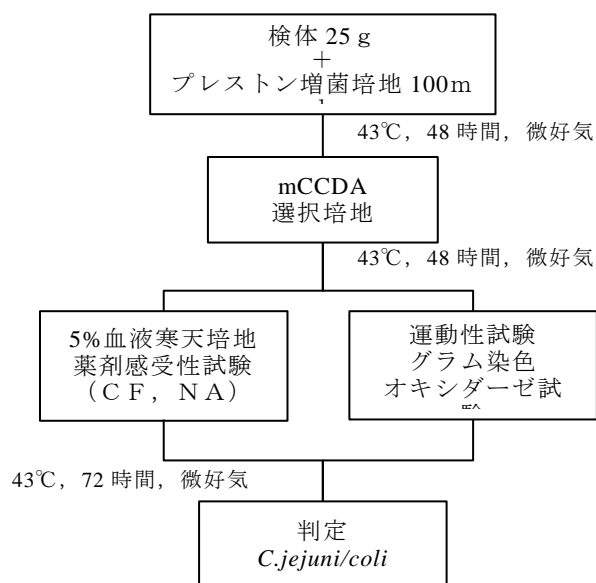


図2 カンピロバクター検査方法

(4) 検査方法

一般細菌数は食品衛生検査指針（2004）に準じ、カンピロバクターは図2に示す方法で検査した。

成 績

(1) 製造工程における指導事項

製造工程におけるカンピロバクター汚染防止対策として、①解体処理時の腸管内容物による汚染防止、②とたいへの腸管内容物付着の有無の目視点検、③「鶏のたたき」用原料肉の優先的な解体処理、④処理ライン及び機械器具類の塩素消毒、⑤「鶏のたたき」を皮なしにすること、⑥焼成時間の延長について指導した。

(2) 殺菌工程を追加した製造方法によるカンピロバクター低減の検討

殺菌工程を追加し調査した結果、一般細菌数は、原料肉 5 検体では 69～1,100 cfu/g（平均 429.9 cfu/g）（表1）、製品 10 検体では 0.2～210 cfu/g（平均 26.5 cfu/g）であった（表2）。

また、カンピロバクターは、原料肉では 10 検体中 6 検体、製品では 10 検体中 4 検体から検出された。

なお、次亜塩素酸 Na 溶液に浸漬することによる製品への影響について、事前に事業者による官能試験が行われた。浸漬後は肉辺縁部の若干の白変及び肉全体の褐色化がみられたが、焼成後の外観は問題なく、水っぽさや塩素臭も感じられず、商品としての問題は認められなかった。

考 察

収去検査結果を受けた当初、事業者は衛生対策を講じた上で当該製品の製造販売を継続することを希望したため、カンピロバクター汚染の少ない原料肉とするために食鳥処理工程における衛生指導を行った。

しかし、その後の細菌汚染状況調査の結果、原料肉で10検体中6検体と高率にカンピロバクターが検出されており、指導事項が不十分あるいは徹底されていないものと考えられた。

また、次亜塩素酸Na溶液への浸漬工程を追加し製造した製品では、一般細菌数は有意に低下した ($p < 0.05$) が、カンピロバクターは10検体中4検体から検出された。

このことから、今回試行した製造方法ではカンピロバクター陰性の製品を製造することはできないため、事業者に対し、現在の製造方法で「鶏のたたき」を提供することのリスクを説明し、製造販売を中止することとなった。

結果として、本件の発端となった収去検査を行った自治体より、当該事業者の製品が関与した食中毒事件は、今年度はこれまで発生していないとの報告を受けている。

カンピロバクター陰性の製品を製造するためには、食肉処理工程での製造方法の検討を行うとともに、食鳥処理工程での衛生管理や鶏群毎に保菌状況を把握し区分処理を行うこと、また、農場での適切な管理も重要である。

まとめ

他自治体が行った収去検査により、大規模食鳥処理場に併設される食肉処理施設で製造された生食用の「鶏のたたき」からカンピロバクターが検出された。そこで、事業者に対し衛生指導を行い、カンピロバクター陰性の「鶏のたたき」の製造方法について協議し、新たに殺菌工程を追加することとした。しかし、原料肉及び殺菌工程を追加した製品の細菌汚染状況について調査したところ、原料肉で10検体中6検体、製品で10検体中4検体からカンピロバクターが検出された。そのため、事業者に対してカンピロバクターに係るリスクを説明し、「鶏のたたき」の製造

表1 一般細菌数検査結果(原料肉)

検体番号	菌数
1	皮面 140
	肉面 1100
2	皮面 170
	肉面 890
3	皮面 69
	肉面 240
4	皮面 270
	肉面 420
5	皮面 280
	肉面 720
平均	皮面 185.8
	肉面 674.0
	両面 429.9

(cfu/g)
ND:3.0/g 未満

表2 一般細菌数検査結果(製品)

検体番号	菌数
1	皮面 ND(0.2)
	肉面 8.6
2	皮面 ND(2.5)
	肉面 ND(0.7)
3	皮面 15
	肉面 210
4	皮面 ND(2.7)
	肉面 21
5	皮面 52
	肉面 33
6	皮面 ND(0.3)
	肉面 63
7	皮面 12
	肉面 31
8	皮面 15
	肉面 32
9	皮面 ND(0.4)
	肉面 20
10	皮面 ND(0.6)
	肉面 9.1
平均	皮面 10.1
	肉面 42.8
	両面 26.5

(cfu/g)

販売を中止することとなった。

[1]食品安全委員会：微生物・ウイルス評価書 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ，
2009年6月

2 調査研究発表（平成 18 年度～平成 27 年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
18	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理施設における衛生対策に関する検討	伊坪 堅香子 東久保 靖 伊坪 堅香子
19	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国ブロック会議	食肉の安全・安心に関する意識調査	伊坪 堅香子 久保田 早苗
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	ニワトリの皮膚扁平上皮癌の1例	山下 和子
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	内臓処理工程における牛肝臓の衛生実態調査	長澤 元
20	日本獣医公衆衛生学会（全国） 食品衛生監視員等業績発表会（中国誌上） 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織
21	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会 第27回全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会 三次獣医師会技術検討会	<i>Bacillus mycoides</i> の芽胞形成が良好となる培地の検討	長澤 元
	食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議	牛肝臓にみられた包膜炎の一例	前田 貴容子
22	食品衛生監視員等業績発表会 第54回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	ブロイラーの蜂窩織炎	前田 貴容子
23	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	と畜場における牛枝肉の衛生対策について	大原祥子
24	食品衛生監視員等業績発表会	従事者が積極的に関わったと畜場衛生対策への取り組み	増田加奈子
	第55回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討	森中重雄

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
25	第 56 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（全国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	A食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況	増田加奈子
	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	BSEに関する意識調査と情報発信の検討	田原綾香
26	第 57 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調査	田原綾香
27	第 58 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 厚生労働省食鳥衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	カンピロバクター食中毒低減に向けた食鳥処理事業者への衛生指導について	田原綾香

第4章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成 28 年 3 月 31 日現在

(円)

	牛馬	とく	摘要
使用料	4,320	1,944	時間外は倍額
解体料	4,644	1,458	時間外は倍額

検査所案内

広島県食肉衛生検査所

〒728-0025 広島県三次市粟屋町 1911-1

TEL (0824)63-1305

FAX (0824)63-6130

- JR芸備線 三次駅より約5km
- 中国自動車道 三次インターより約6km

